

第 55 号議案

神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第 1 条 神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(地方団体の掲示場) 第 12 条 法第 20 条の 2 第 2 項に規定する地方団体の掲示場は、市役所又は市長が指定する <u>本市の事務の用に供する事務所</u> の掲示場とする。 (固定資産税の課税標準の特例) 第 36 条の 3 [略] 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、	(地方団体の掲示場) 第 12 条 法第 20 条の 2 第 2 項に規定する地方団体の掲示場は、市役所又は市長が指定する <u>区役所</u> の掲示場とする。 (固定資産税の課税標準の特例) 第 36 条の 3 [略] 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める割合とする。

(1) [略]

(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4

3～11 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第4条第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令に規定するところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

当該各号に定める割合とする。

(1) [略]

(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 4分の3

3～11 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第4条第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令に規定するところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益
通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第16条の3 [略]

2～7 [略]

8 第25条第5項の規定は、同条第1

6、7 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益
通算及び繰越控除)

第4条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第25条第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第4条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第16条の3 [略]

2～7 [略]

8 第25条第5項の規定は、同条第1

項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第16条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令に規定するところによつて、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した」と読み替えるものとする。

9 [略]

項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第16条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令に規定するところによつて、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に規定する事項を記載した」と読み替えるものとする。

9 [略]

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(更正の請求)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る改正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細、<u>当該請求に係る改正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべき法の規定による還付金の額に相当する税額</u>その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(更正の請求)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る<u>更正前の課税標準等又は税額等、当該改正後の課税標準等</u>又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p>

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>(個人^の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p>	<p>(個人^の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

(3)、(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所

(2)、(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3)、(4) [略]

2～5 [略]

附 則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第15条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲

(1) [略]

(2)、(3) [略]

2～5 [略]

附 則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第15条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当

渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5

該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5

	19項まで若しくは第41条の2	項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

	17項まで若しくは第41条の2	項まで若しくは第10項から第17項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第9項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
附則第 4条の 5の2 に規定 する法 附則第 5条の 4の2 第5項 第1号	[略]	、阪神・淡路大 震災の被災者等 に係る国税関係 法律の臨時特例 に関する法律第 16条第1項から 第3項まで又は 東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から第4項まで 若しくは第6項 から第10項まで	3	[略]	附則第 4条の 5の2 に規定 する法 附則第 5条の 4の2 第5項 第1号
3	[略]	3	[略]	3	[略]

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第25条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2～12 [略]</p> <p>13 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき<u>(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第25条第1項の規定による申告書</u></p>

14 [略]

15 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(2) 第25条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

14 [略]

15 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでな

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 所得割の納税義務者が、第20条第13項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第20条第15項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第21条(第1項を除く。)、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

い。

(1) 第25条第1項の規定による申告書

(2) 第25条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第23条の4 所得割の納税義務者が、第20条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は第20条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第21条(第1項を除く。)、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額か

2、3 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下で

ら控除するものとする。

2、3 [略]

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

あるものに限る。）の第20条の3第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第20条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(8) [略]

2～8 [略]

に係るものを除く。）若しくは第20条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第20条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額）が第19条の2第3項に規定する金額以下の者については、この限りでない。

(1)～(8) [略]

2～8 [略]

第25条の2 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち前条第1項各号又は第4項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）は、同条第1項及び第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

附 則

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第16条の2の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式

第25条の2 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち前条第1項各号又は第4項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、同条第1項及び第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

附 則

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第16条の2の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式

又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条の2の3第5項から第8項までの規定、前条の規定及び附則第16条の2の5の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第16条の2の4の2 [略]

又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条の2の3第5項から第8項までの規定、前条の規定及び附則第16条の2の5の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第16条の2の4の2 [略]

2 市民税の所得割の納税義務者が第20条第13項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する特定配当等申告書を提出する場合には、当該特定配当等申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第16条の2の5 市民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、同条第8項から第10項までの規定により、当該納税義務者の法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 市民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)については、法附則第35条の2の6第11項から第14項までの規定により、当該納税義

に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第16条の2の5 市民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、同条第11項から第14項までの規定により、当該納税義務者の附則第14条の5に規定する法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 市民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)については、法附則第35条の2の6第15項から第20項までの規定により、当該納税義務者の法附則第35条の2第6項に規定す

<p>務者の<u>法附則第35条の2の2第5項</u>に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。</p>	<p>る上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び<u>附則第14条の5に規定する</u>上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。</p>
--	--

第5条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月条例第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第5条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第5条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第5条による改正後	第5条による改正前
（更正の請求）	（更正の請求）
第12条の2 [略]	第12条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 更正の請求をしようとする者は、	3 更正の請求をしようとする者は、

その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべき法の規定による還付金の額に相当する税額その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。

4～6 [略]

その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を市長に提出しなければならない。

4～6 [略]

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年9月条例第13号)の一部を次のように改正する。

第25条の2の3の改正規定を次のように改める。

(個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を

(個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生

一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

（介護保険条例の一部改正）

第7条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

計を一にする配偶者（退職手当等（第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公示送達に係る掲示場）</p> <p>第25条 法第143条において準用する地方税法第20条の2第2項に規定する地方団体の掲示場は、市役所（地方自治法第153条第1項の規定により、市長が徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。第30条第4項において同じ。）に関する事務を区長に委任した場合における当該委任を受けた事務に係るものにあつては、当該委任を受けた区長の所管する区の区役所）<u>又は市長が指定する本市の事務の用に供する事務所</u>の掲示場とする。</p>	<p style="text-align: center;">（公示送達に係る掲示場）</p> <p>第25条 法第143条において準用する地方税法第20条の2第2項に規定する地方団体の掲示場は、市役所（地方自治法第153条第1項の規定により、市長が徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。第30条第4項において同じ。）に関する事務を区長に委任した場合における当該委任を受けた事務に係るものにあつては、当該委任を受けた区長の所管する区の区役所）の掲示場とする。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第5条、附則第2条及び附則第5条の規定 令和4年12月31日
- (2) 第3条、第6条及び附則第3条の規定 令和5年1月1日

(3) 第4条及び附則第4条の規定 令和6年1月1日

(更正請求書に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例の規定は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度分の法人の市民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税）に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和4年前の年分の個人の事業及び令和4年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税）に係る第2条の規定による改正前の神戸市市税条例第12条の2第3項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）

第25条の2の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第3条の規定による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第25条の2の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第24条第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和4年

1月1日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第5条 第5条の規定による改正後の神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の神戸市市税条例第12条の2第3項の規定は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税に係る第5条の規定による改正前の神戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）附則第4条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第7号に掲げる規定による改正前の神戸市市税条例第12条の2第3項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第6条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の神戸市市税条例第36条の3第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。